

条 例	規 則
<p>第三節の二 家庭用電気機器等に係る温室効果ガスの排出の削減</p> <p>(家庭用電気機器等の設置者等の責務) 第二十五条の二 家庭用電気機器等（一般消費者が通常生活の用に供する電気機器その他の機械器具で、エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出の量が相当程度多くなるおそれのあるものをいう。以下同じ。）を使用している者は、エネルギーの使用の合理化又は再生可能エネルギーの利用に努めなければならない。 2 家庭用電気機器等を設置しようとする者は、エネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能（再生可能エネルギーの利用によるものを含む。以下この条、次条並びに第二十五条の六第三項及び第四項において同じ。）が優れている家庭用電気機器等の設置に努めなければならない。 3 知事は、エネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能が優れている家庭用電気機器等に関する情報の提供に努めなければならない。</p> <p>(家庭用電気機器等販売事業者の責務) 第二十五条の三 家庭用電気機器等を販売する事業者（以下「家庭用電気機器等販売事業者」という。）は、当該家庭用電気機器等を購入しようとする者に対し、当該家庭用電気機器等に係るエネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能についての情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>(相対評価方法等基準の作成) 第二十五条の四 知事は、家庭用電気機器等のうち、規則で定めるもの（以下「特定家庭用機器」という。）のエネルギーの使用の合理化に関する性能に係る相対的評価（以下「相対評価」という。）の方法その他の基準（以下「相対評価方法等基準」という。）を定めるものとする。 2 知事は、相対評価方法等基準を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。</p> <p>(省エネルギー性能等の表示) 第二十五条の五 一の販売店において特定家庭用機器を規則で定める台数以上陳列して販売する家庭用電気機器等販売事業者（以下「特定家庭用機器販売事業者」という。）は、当該販売店において、当該規則で定める台数以上陳列する特定家庭用機器について、相対評価その他の規則で定めるエネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能等（以下「省エネルギー性能等」という。）を示す事項を記載した知事が定める書面を、相対評価方法等基準に基づき作成し、当該特定家庭用機器の見やすい位置に掲出しなければならない。 2 一の販売店において特定家庭用機器を前項の規則で定める台数未満陳列して販売する家庭用電気機器等販売事業者は、当該販売店において、当該規則で定める台数未満陳列する特定家庭用機器に前項に規定する書面を掲出することができる。</p> <p>(特定家庭用機器製造等事業者等の責務) 第二十五条の六 特定家庭用機器の製造又は輸入の事業を行う者（以下「特定家庭用機器製造等事業者」という。）は、当該特定家庭用機器を販売店において陳列して販売する家庭用電気機器等販売事業者に対し、当該特定家庭用機器について、省エネルギー性能等を示す事項の情報を提供するよう努めなければならない。 2 知事は、特定家庭用機器製造等事業者に対し、当該特定家庭用機器製造等事業者が製造し、又は輸入した特定家庭用機器に係る省エネルギー性能等を示す事項について、報告を求めることができる。 3 第一項に定めるほか、家庭用電気機器等の製造又は輸入の事業を行う者は、家庭用電気機器等販売事業者に対し、当該家庭用電気機器等について、エネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能についての情報を提供するよう努めなければならない。 4 家庭用電気機器等の製造の事業を行う者は、エネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能が優れている家庭用電気機器等の開発に努めなければならない。</p> <p>(指導及び助言) 第二十五条の七 知事は、特定家庭用機器販売事業者及び第二十五条の五第二項の規定により書面を掲出する家庭用電気機器等販売事業者に対し、特定家庭用機器の省エネルギー性能等を示す事項を記載した書面の掲出に関し、必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>(勧告) 第二十五条の八 知事は、特定家庭用機器販売事業者が、正当な理由なく前条の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第二十五条の五第一項の規定による書面の掲出を行っていないと認めるときは、当該特定家庭用機器販売事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。</p> <p>(立入調査) 第二百五十三条（省略） 4 知事は、第二十五条の七、第二十五条の八及び第二百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員は、特定家庭用機器販売事業者の同意を得て、その販売店、事務所その他の場所に立ち入り、特定家庭用機器の省エネルギー性能等を示す事項の掲出の実施状況について調査させることができる。 5 前各項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、当該各項に規定する者その他の関係人に提示しなければならない。</p> <p>(報告の徴収) 第二百五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、温室効果ガス排出事業者、口座名義人、登録検証機関、特定エネルギー供給事業者、特定機器の整備等を行う事業者、特定機器を廃棄する事業者、回収事業者、処理事業者、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、利用可能エネルギーに係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、エネルギー供給受入者、熱供給の受入検討建築主等、特定建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者、マンション販売等受託者、特定家庭用機器販売事業者又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。</p> <p>(違反者の公表) 第二百五十六条 知事は、第五条の六第一項、第八条の四第一項、第九条第一項若しくは第二項、第九条の七、第十七条、第十七条の二十三第一項、第二十五条、第二十五条の八、第三十二条、第三十六条、第四十条、第四十八条又は第五十六条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p>	<p>(特定家庭用機器) 第十三条の六 条例第二十五条の四第一項に規定する規則で定める家庭用電気機器等は、未使用の機械器具で、省エネ法第百四十六条第一項に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するものうち、次に掲げるものとする。 一 エアコンディショナー（水冷式のものその他エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号。以下「省エネ法施行規則」という。）第九十二条第一項に規定するもの以外のものうち、冷暖房の用に供するもの（冷房能力が四キロワット以下のものに限る。）であって、直吹き形かつ壁掛け形のもの（一の室外機に二以上の室内機を接続するものうち各室内機の運転を個別に制御するものを除く。）に限る。以下同じ。） 二 電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含み、熱電素子を使用するものその他省エネ法施行規則第九十二条第八項に規定するものを除く。以下同じ。） 三 テレビジョン受信機（交流の電路に使用されるものに限り、産業用のものその他省エネ法施行規則第九十二条第三項に規定するものを除く。以下に同じ。）</p> <p>(省エネルギー性能等の表示) 第十三条の七 条例第二十五条の五第一項に規定する規則で定める台数は、次の各号に掲げる機械器具ごとに五台とする。 一 エアコンディショナー 二 電気冷蔵庫 三 テレビジョン受信機</p> <p>2 条例第二十五条の五第一項に規定する規則で定める省エネルギー性能等を示す事項は、次に掲げる事項とする。 一 相対評価方法等基準に基づく相対評価 二 省エネ法第百四十五条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定める測定方法によって得られた数値（以下「エネルギー消費効率」という。） 三 省エネ法第百四十五条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定める数値に対するエネルギー消費効率の達成率を百分率で表したものの 四 省エネ法第百四十五条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定める年度 五 日本工業規格C9901に定める省エネ性マーク 六 製造事業者名 七 機種名 八 エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成十八年経済産業省告示第二百五十八号）に定める一年間使用した場合の目安となる電気料金</p> <p>(立入調査証等) 第八十一条（省略） 3 条例第二百五十三条第五項の規定による証明書の様式は、別記第三十八号様式のとおりとする。</p>